

10月1日から年金生活者 支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が、一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

462万円以下である
【請求手続き】

○平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬から順次届きます。同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入して提出してください。

○平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方、またはこれから受給手続きをする方

年金の請求手続きと併せて青梅年金事務所または役場住民課で請求手続きをしてください。

○日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料など

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
・前年の所得額が約

の金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、『給付金専用ダイヤル』に問い合わせください。
☎0570(05) 4092

（ナビダイヤル）
※日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）

※年金給付金サイト
詳細はQRコードを参照ください。



※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30-3410 住民課 ☎83-2182

国民健康保険被保険者証が10月に更新されます

現在使用している国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、令

和元年（平成31年）9月30日までとなります。10月1日からの新しい被保険者証は、9月末までに簡易書留（郵便局配達員が直接手渡しする郵便）でお送りします。

現在お使いの被保険者証は、10月から使用できませんので、有効期限が切れた後は、内容が読み取れないよう細断して処分してください。

新しい被保険者証の有効期限は、令和3年9月30日までとなります。ただし、国民健康保険税の滞納がある世帯は、滞納の状況により有効期限が短くなりますのでご注意ください。

新しい被保険者証をご確認いただき、記載内容に間違いがあった場合には、お手数ですが住民課国民健康保険担当までご連絡ください。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2182

スギ・ヒノキを 買い取ります

町では、町内の山林に間伐などで眠っている木材を、「もえぎの湯」のバイオマスボイラーの燃料として活用するため、伐採されたスギ・ヒノキの買い取りをしています。

また、買い取りの一部を地域通貨『奥』（地域通貨取扱店33店舗で利用可）を活用して、地域の活性化を図っています。

森林組合事務所下の集積所まで運搬できる方で、スギ・ヒノキを対象としています。（事前登録が必要）

なお、木材搬出機器およびクレーン付トラックの貸し出しを行っています。（機器により運転資格要確認）

※問い合わせは、観光産業課 ☎83-2295

国民健康保険・年金のお知らせ